

価に関する法律第三条第一項の規定による再評価を行った時の再評価差額金の額の三分の一に相当する金額を控除した額」と、旧株式消却特例法第六条第一項中「第三条第五項又は第三条の二第五項」とあるのは「土地の再評価に関する法律第八条の二第三項において読み替えて準用する第三条の二第五項」と読み替えるものとする。

4 第一項の決議による株式の消却による変更の登記の申請書には、再評価差額金の存在を証する書面を添付しなければならない。

5 第一項の規定による株式の買受けについては、証券取引法第二十四条の六第一項中「規定による定期総会の決議」とあるのは「規定による定期総会の決議又は土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第八条の二第一項に規定する取締役会の決議」と、同法第二十条の二十二の二第二項第一号中「商法第二百十条第一項の規定による買付け(同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。)とあるのは「商法第二百十条第一項の規定による買付け(同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。)とあるのは「商法第二百十条第一項の規定による買付け」と、同法第六十六条第二項第一号三中「第二百十一条ノ三」とあるのは「第二百十一条ノ三若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二」と、同条第六項第四号の二中「第二百十一条ノ三の規定」とあるのは「第二百十一条ノ三若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二の規定」と、「同法第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議(同条第二項に規定する事項に係るものに限る。)」とあるのは「同法第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議(同条第三項において準用する商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号)附則第二十四条第二項の規定によりなほその効力を有するものとされる同法第四条の規定による廃止前の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三条の二第四項に規定する事項に係るものに限る。)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

6 保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。)を営む株式会社が第一項の決議

による株式の消却を行う場合における同法第十五条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二百十三条第一項」とあるのは、「同法第二百十三条第一項若しくは土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第八条の二第一項」とする。

第九条 削除
(差額の注記)
第十一条 法人が第三条第一項の規定により再評価を行った事業用土地の再評価後の決算期における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合においては、当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿価額の合計額との差額を貸借対照表に注記しなければならない。

第十二条 法律第三条第一項の規定により再評価を行った法人は、当該再評価を行った事業用土地ごとに再評価前の帳簿価額及び再評価額を帳簿書類に記録し、これを当該事業用土地の売却等による処分の日以後最初に到来する決算期以後七年を経過する日まで保存しなければならない。

2 再評価差額金を貸借対照表に計上している法人が合併により消滅した場合において、当該合併に係る合併法人が当該合併に係る被合併法人から再評価差額金を承継したときは、当該合併法人は、当該被合併法人の前項の規定による記録及び帳簿書類の保存の義務を承継する。

(政令への委任)
第十二条 この法律は、平成十一年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四〇号)
(施行期日)
この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

1 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九四号)
(施行期日)
(罰則の適用に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号)
(施行期日)
この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

1 この法律は、平成十四年五月二九日法律第四五号)
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七五号)
(施行期日)
この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第八五号)
(施行期日)
この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成十七年七月二六日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成三十二年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)
この法律は、平成三十三年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の当該決算期に係る再評価差額金については、この法律による改正前の土地の再評価に関する法律の規定を適用することができる。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年三月三一日法律第一九号)
(施行期日)

1 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九四号)
(施行期日)

1 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四〇号)
(施行期日)

1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第八五号)
(施行期日)

1 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第八七号)
(施行期日)

1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。